

インドネシア共和国  
大統領

商標審判委員会の審判請求、審理および解決の  
手続に関する  
インドネシア共和国政令  
2019 年 90 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国大統領は

商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号第 32 条および第 34 条の規定の履行のため、商標審判委員会の審判請求、審理および解決の手続に関する政令を定める必要があること；

を検討し、

1.インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条(2)項；

2.商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号（インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、官報補遺 5953 号）；

を考慮し、

商標審判委員会の審判請求、審理および解決の手続に関する政令

を定めることを決める。

第 1 部  
総則

本政令では用語を以下のように定義する：

1.商標とは、商品および/あるいはサービスの商業活動において、人あるいは法人が製造した物品および/あるいはサービスを差別化するための、二次元の絵、ロゴ、名称、言葉、文字、数字、

色の構成、および/あるいは三次元の音声、ホログラム、あるいは上記のものの2つかそれ以上の組み合わせによるマークである。

- 2.地理的表示とは、自然要因、人的要因あるいはその2つの複合要因を含む地理環境要因により特定の評判、品質および特性が生み出される物品および/あるいは製品が与えられるため、ある物品および/あるいは製品の由来場所を示すマークである。
- 3.出願とは、大臣に提出される商標登録または地理的表示登録の申請である。
- 4.出願人とは、商標または地理的表示の出願を提出する個人あるいは法人である。
- 5.審判請求とは、商標または地理的表示の出願拒絶に対して審判委員会に提出される法的手段としての審判請求である。
- 6.審判請求人とは、審判を請求する者あるいはその代理人である。
- 7.審査官とは、商標登録出願に対する実体審査を行うため、その専門性により大臣に任命および解任される専門職員としての商標審査官である。
- 8.上級審査官とは、商標出願審査を行うにおいて経験を有し、最低でも **Madya** 級の商標審査官の役職を有する審査官である。
- 9.以降、審判委員会と略称される商標審判委員会とは、法務分野の行政業務を行う省にある独立の特別団体である。
- 10.以降、合議体と略称される審判委員会合議体とは、審判請求を解決するために審判委員長に指名された審判委員会の委員である。
- 11.代理人とは、統一インドネシア共和国領域内に居住する、または本籍を置く知的財産コンサルタントである。
- 12.大臣とは、法務分野の行政業務を行う大臣である。
- 13.総局とは、大臣が指導する省の下にある知的財産分野の職務を有する総局である。
- 14.総局長とは、総局の長である。
- 15.法律とは、商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号である。

16.日とは、労働日である。

## 第 II 部

### 審判委員会の組織構成、職務および機能

#### 第 1 部

#### 組織構成

#### 第 2 条

(1)審判委員会は以下からなる：

- a.委員を兼ねる委員長 1 人；
- b.委員を兼ねる副委員長 1 人；および
- c.委員である商標分野の専門家；および
- d.委員である上級審査官

(2)(1)項で定められた審判委員会の委員は以下からなる最大 30 人である：

- a.上級審査官 15 人
- b.商標分野の専門家 15 人

(3)(1)項で定められた審判委員会は専門性に基づいて職務を行う。

#### 第 3 条

(1)第 2 条(1)項で定められた審判委員会の委員は、以下の要件を満たさなければならない：

- a.インドネシア共和国籍；
- b.インドネシア共和国領域内に居住している；
- c.唯一神を信仰している；
- d.心身ともに健康；
- e.英語能力がある；
- f.商標分野の知識、理解および専門性がある；および
- g.任命時に最高で 65 歳である。

(2)(1)項で定められた要件を満たす他、審判委員会の委員として任命される上級審査官は、最低で Pembina の職階および IV/a の職務グループの Madya 級の審査官の役職を有する総局の商標審査官である。

(3)総局長は(1)項および(2)項で定められた要件を満たす審判委員会の委員を大臣に推挙する。

#### 第4条

- (1)大臣は総局長の推挙に基づいて審判委員会の委員を任命および解任する。
- (2)(1)項で定められた審判委員会の委員の任期は最長で3年である。
- (3)委員長および副委員長は、審判委員会の委員により、委員の中から選出される。
- (4)(3)項で定められた審判委員会の委員長と副委員長の選出は話し合いで行う。
- (5)(4)項で定められた話し合いが合意に至らない場合は多数決による投票を行う。
- (6)(3)項で定められた選出された委員長と副委員長は、大臣決定により決定される。

#### 第5条

- (1)以下の場合、審判委員会の委員資格は終了する：
  - a.死亡した；および/あるいは
  - b.審判委員会の任期が満了した。
- (2)以下の場合、大臣は審判委員会の委員資格を終了させる：
  - a.自己都合により辞任した；
  - b.インドネシア共和国の領域外に居住した；
  - d.6ヶ月超の研修職務を行う；
  - c.医師の証明書により証明された6ヶ月連続した心身の病気；
  - d.職務の遂行ができない、または懲戒相当の行為を行った；
  - e.最低でも5年の禁固刑の可能性のある刑事犯罪を行い罰せられた。

#### 第6条

- (1)審判委員長が死亡した、辞任した、委員長としての職務を行うことができない、任期満了前に解任された場合、副委員長がその任期の残りの間、審判委員会の委員長を代行する。
- (2)審判委員長と副委員長が同時に死亡した、辞任した、委員長としての職務を行うことができない、任期満了前に解任された場合、委員は直ちに任期の残りの間、代わりとなる委員長および副委員長を選出し、推挙する。
- (3)(1)項および(2)項で定められた審判委員会の委員長および/あるいは副委員長の選出と決定には、第4条(3)項、(4)項および(5)項の規定が適用される。

## 第7条

審判委員会の委員長、副委員長および委員の任命、解任および交代に関するより詳細な規定は、大臣令で定める。

## 第2部 職務と機能

### 第8条

審判委員会は審判請求に対する事務、審理、調査および評価を行う職務を有する。

### 第9条

第8条で定められた職務の履行において、審判委員会は以下の機能を果たす：

- a. 実体的性質を理由とする商標登録出願の拒絶に対する審判請求の受理、審理および解決；
- b. 商標延長申請拒絶の不服に対する審判請求の受理、審理および解決；
- c. 大臣のイニシアチブによる登録商標取消に対する推薦の授与；および
- d. 地理的表示登録出願の拒絶に対する審判請求の受理、審理および解決

### 第10条

(1) 職務を行うにおいて、審判委員会は、1人の書記官が指導する事務局の補佐を受ける。

(2)(1)項で定められた書記官は、総局の高官が職権上他の地位を兼ねる形で務める。

(3) 職務を行うにおいて、書記官は総局の実務高官の補佐を受ける。

(4) 審判委員会事務局の作業手続と職務に関するより詳細な規定は、審判委員長が定める。

## 第III章

### 審判の請求、審理および解決の手続

#### 第1部

##### 審判請求の要件と手続

### 第11条

審判請求は以下に対して提出できる：

- a. 法律第20条および第21条で定められた実体的性質を理由とする商標登録出願の拒絶；
- b. 法律第37条(3)項で定められた商標延長申請の拒絶に対する不服；および
- c. 法律第56条(2)項で定められた地理的表示登録出願の拒絶

## 第 12 条

- (1)実体的性質を理由とする商標登録出願の拒絶、商標延長申請の拒絶に対する不服、地理的表示登録出願の拒絶に対する審判請求は、遅くとも出願拒絶通知書の送付日から 90 日以内に提出されなければならない；
- (2)(1)項で定められた審判請求が提出されない場合、商標登録出願の拒絶、商標延長申請の拒絶に対する不服、地理的表示登録出願の拒絶は出願人に受け入れられたとみなされる。
- (3)審判請求が(1)項で定められた期限を超えて提出された場合、審判委員会書記官は審判請求は受理されないことを請求人またはその代理人に書面で通知する。

## 第 13 条

- (1)第 12 条(1)項で定められた審判請求は、請求人またはその代理人がインドネシア語を用いて書面で審判委員会に提出し、大臣に複写を送付する。
- (2)(1)項で定められた審判請求は、法令の規定に従って費用が課される。
- (3)(2)項で定められた費用は国庫を通じて納付される。
- (4)(1)項で定められた審判請求は以下の方法で提出できる：
  - a.電子的；あるいは
  - b.非電子的

## 第 14 条

- (1)審判請求の提出において、請求人は審判請求フォームに記入しなければならない。
- (2)(1)項で定められた審判請求フォームには少なくとも以下を記載する：
  - a.審判請求書の年月日；
  - b.出願人の氏名、完全な住所および国籍；
  - c.請求人が代理人を通じて提出する場合、代理人の氏名と完全な住所
  - d.審判を請求する商標または地理的表示；
  - e.商標登録出願、地理的表示登録出願または商標延長申請の拒絶決定の番号と日付
  - f.請求人の電子メールアドレス
  - g.請求人が代理人を通じて提出する場合、代理人の電子メールアドレス
  - h.商標登録出願、地理的表示登録出願または商標延長申請の拒絶決定に対する不服に関する不備のない説明を記載した審判請求の提出理由
- (3)商標登録出願、地理的表示登録出願の拒絶に対する(2)項 h で定められた理由は、拒絶された商

標登録出願または地理的表示登録出願の要件の不備の改善、補完、充足ではない。

(4)(1)項で定められたフォーム記入の他、審判請求人は以下を添付しなければならない：

- a.以下の拒絶通知書の写し：
  - 1.商標登録出願；
  - 2.地理的表示登録出願；あるいは
  - 3.商標延長申請
- b.出願請求費用支払の証拠；
- c.出願が代理人を通じて提出される場合、委任状

## 第 2 部 審理

### パラグラフ 1 総則

#### 第 15 条

(1)全ての審判請求に審理を行う義務がある。

(2)(1)項で定められた審理は以下を含む：

- a.方式審理；および
- b.実体審理

### パラグラフ 2 方式審理

#### 第 16 条

(1)第 15 条(2)項 a で定められた方式審理は、要件書類の具備に対して行われる。

(2)(1)項で定められた方式審理は、審判委員会書記官が行う。

(3)(1)項で定められた審理は、審判請求が受理されてから最長で 1 ヶ月の期間内に行われる。

#### 第 17 条

(1)第 16 条(1)項で定められた要件書類に不備があった場合、審判委員会書記官は要件書類を具備するよう書面で審判請求人に通知する。

(2)(1)項で定められた要件書類の具備は、通知書の送付日から遅くとも 2 ヶ月で満たさなければな

らない。

(3)(2)項で定められた期限を過ぎたが要件書類が満たされていない場合、審判請求は受理されない。

(4)審判請求が(3)項で定められたように受理されない場合、審判委員会書記官は審判請求が受理されないことを審判請求人に書面で通知する。

(5)(3)項で定められたように受理されない審判請求は、再提出できない。

(6)審判請求が受理されない場合、第 13 条(3)項で定められた納付済みの費用は返還されない。

## 第 18 条

(1)第 16 条(1)項で定められた審判請求が要件書類を満たしている場合、審判請求は審判請求特別簿に登録され、受理日が与えられる。

(2)(1)項で定められた登録され、受理日が与えられた審判請求は、審判請求人に書面で通知される。

(3)(1)項で定められた登録され、受理日が与えられた審判請求の書類は、審判委員会書記官が審判委員長に届ける。

## パラグラフ 3

### 審判請求の撤回

## 第 19 条

(1)審判請求人は審判請求を撤回できる。

(2)(1)項で定められた撤回は、審判委員会の審決がされていない審判請求に対して行われる。

(3)(1)項で定められた撤回が代理人により行われる場合、特別委任状がなければならない。

(4)(2)項で定められたように撤回された審判請求は、再提出できない。

(5)審判請求が撤回された場合、第 13 条(3)項で定められた納付済みの費用は返還されない。

## パラグラフ 4

### 実体審理

## 第 20 条

(1) 審判委員長は、第 18 条(1)項で定められた特別簿に登録された審判請求番号に従って審判審理会議を定める。

(2) 審判審理会議は、第 18 条(3)項で定められた書記官により届けられた審判請求の書類に対して行われる。

(3) 審判請求の実体審理会議は一般に公開して行われる。

#### 第 21 条

(1) 審判請求を審理するにおいて、審判委員長は最少 3 人の奇数人を委員とし、うち 1 人は請求に対する実体審理を行わない上級審査官とする合議体を設置する。

(2)(1)項で定められた合議体のメンバーは、第 2 条(2)項で定められた要素の代表性を考慮して設置する。

(3)(1)項で定められた審判請求の審理において、審判委員長は合議体のリーダーとメンバーを指名する。

#### 第 22 条

(1) 審判審理のため、合議体は以下の者を召喚し、説明を聴取することができる：

- a. 審判請求人および/あるいは
- b. 必要とみられる場合、専門家

(2) 審判請求が商標登録出願の拒絶に対して提出された場合、(1)項で定められた者の他、合議体は商標登録出願に対して実体審査を行った審査官を召喚し、説明を聴取することができる。

(3) 審判請求が地理的表示出願の拒絶に対して提出された場合、(1)項で定められた者の他、合議体は地理的表示登録出願に対して実体審査を行った地理的表示専門家チームを召喚し、説明を聴取することができる。

(4) 必要とみられる場合、合議体は現場調査を行うことができる。

(5) 審判請求人は、審判委員長を通じて合議体の面前で意見を伝える要請を提出することができる。

### 第 3 部

#### 審判請求の解決

### 第 23 条

審判委員会の審決は、第 18 条で定められた審判請求の受理日から遅くとも 3 ヶ月の期間内に行われる。

### 第 24 条

(1)審判委員会の審決は書面で作成され、審判請求の審理と審決をした合議体のリーダーとメンバーが署名する。

(2)合議体のメンバーの 1 人が(1)項で定められた審決に署名できない場合、審判委員長はかかる合議体メンバーが審決に署名できない理由を説明する注記を記入する。

(3)(1)項で定められた審判委員会の審決は少なくとも以下を記載する：

- a. 審決の年月日；
- b. 審判請求を審理、審決した合議体のリーダーとメンバーの氏名と署名；
- c. 審判請求人の氏名と完全な住所；
- d. 審判を請求する商標または地理的表示；
- e. 審判請求提出の主たる理由；
- f. 審決の根拠となる法的根拠
- g. 審決命令

(4)(3)項 g で定められた審決命令は以下の形を取り得る：

- a. 審判請求の全部認容；
- b. 審判請求の一部認容；あるいは
- c. 審判請求の棄却

(5)(1)項で定められた審判委員会の審決は、合議体の各メンバーの判断を掲載する。

### 第 25 条

審判委員長は、審決日から遅くとも 30 日の期間内に総局長と審判請求人に正式な書簡で審判委員会の審決を通達する。

### 第 26 条

審判委員会が商標登録出願の拒絶に対する審判請求を認容する場合、大臣は法令の規定に従って請求人またはその代理人に商標証書を交付し、与える。

### 第 27 条

審判委員会が商標延長申請の拒絶の不服に対する審判請求を認容する場合、大臣は法令の規定に

従って請求人またはその代理人に商標延長登記書を交付し、与える。

#### 第 28 条

審判委員会が地理的表示登録出願の拒絶に対する審判請求を認容する場合、大臣は法令の規定に従って請求人またはその代理人に地理的表示証書を交付し、与える。

#### 第 29 条

(1) 審判委員会が審判請求を棄却する場合、申請人またはその代理人は審判請求棄却の審決の受理日から遅くとも 3 ヶ月の期間内に、審判委員会の棄却審決に対する訴えを商事裁判所に申し立てることができる。

(2) 審判委員会の審決が商事裁判所に訴えられた場合、審判請求を審理した審判委員が審判委員会を代表して公判に出廷する。

#### 第 30 条

(1) 商事裁判所は、法令の規定に従って第 29 条(1)項で定められた訴えを審理し、判決する。

(2) (1)項で定められた商事裁判所の判決に対しては、上訴のみができる。

### 第 IV 章

#### 商標取消推薦の授与手続

#### 第 31 条

(1) 審判委員会は大臣の要請に基づいて、大臣のイニシアチブによる登録商標取消に対する推薦を授与する。

(2) (1)項で定められた推薦授与において、審判委員会は審理を行う。

#### 第 32 条

(1) 第 31 条で定められた審理を行うにおいて、審判委員会は登録商標に対する調査を行う。

(2) (1)項で定められた審理は、大臣の要請を受理してから遅くとも 3 ヶ月の期間内に行う。

#### 第 33 条

(1) 審理結果で商標が以下を示していた場合、審判委員会は大臣に登録商標を取り消すように推薦する：

- a. 主要部又は全体が、地理的表示との類似性を持っていること；
- b. 国家のイデオロギー、法律の規定、モラル、宗教、公序良俗に反している；又は

c. 伝統的表現、無形文化財、又は伝統として受継がれている名前やロゴと、全体的に類似している。

(2)商標審理の結果が(1)項で定められた規定を満たさない場合、審判委員会は登録商標を取り消さないよう大臣に推薦する

## 第 V 章 資金

### 第 34 条

審判委員会の職務と機能の履行において必要とされるあらゆる資金は、国家予算に課される。

### 第 35 条

(1)職務、機能および権限を果たすにおいて、審判委員は報酬を支給される。

(2)(1)項で定められた報酬は、財務分野の行政業務を担当する大臣の承認を得た上で、大臣が決定する。

## 第 VI 章 移行規定

### 第 36 条

本政令が施行される際：

a.商標審判委員会の組織構成、職務および機能に関する政令 2005 年 7 号に基づいて大臣が定めた審判委員会の委員長、副委員長、委員はその任期満了まで職務と機能を果たす；および

b.本政令の施行前に提出されていた審判請求は、商標審判の請求、審理および解決に関する大統領令 2005 年 20 号に基づいてその審理と解決が行われる。

## 第 VII 章 終末規定

### 第 37 条

本政令が施行される際、商標審判委員会の組織構成、職務および機能に関する政令 2005 年 7 号（インドネシア共和国官報 2005 年 23 号、官報補遺 4481 号）および商標審判の請求、審理および解決の手續に関する大統領令 2005 年 20 号の実施細則となる全ての法令は、本政令の規定に抵触しない限り依然として有効であることを宣言する。

## 第 38 条

本政令が施行される際：

- a.商標審判委員会の組織構成、職務および機能に関する政令 2005 年 7 号（インドネシア共和国官報 2005 年 23 号、官報補遺 4481 号）
  - b.地理的表示審判請求に関する規定について、地理的表示に関する政令 2007 年 51 号（インドネシア共和国官報 2007 年 115 号、官報補遺 4763 号）
  - c.商標審判の請求、審理および解決の手續に関する大統領令 2005 年 20 号
- は撤回され、無効を宣言される。

## 第 39 条

本政令は法制化の日から施行される。

全ての者が知ることができるよう、本政令の法制化をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定  
2019 年 12 月 30 日  
インドネシア共和国  
大統領

JOKO WIDODO

ジャカルタにて法制化  
2019 年 12 月 31 日  
インドネシア共和国  
法務・人権大臣

YASONNA H.LAOLY

インドネシア共和国官報 2019 年 259 号

原本と同様の謄本  
インドネシア共和国  
国家官房  
法令担当次官

Lydia Silvanna Djaman

インドネシア共和国  
大統領

商標審判委員会の審判請求、審理および解決の手續  
に関する  
インドネシア共和国政令  
2019 年 90 号  
に対する注釈

I. 一般

政府は既に商標審判委員会に審判の請求、審理および解決を信託する商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号を公認している。また、法律第 34 条では商標審判委員会の委員の要件と任命手續、組織構成、職務および機能に関するより詳細な規定を信託している。

以前は商標審判委員会の規定は、商標審判委員会の組織構成、職務および機能に関する政令 2005 年 7 号および商標に関する法律 2001 年 15 号の実施細則である商標審判の請求、審理および解決に関する大統領令 2005 年 20 号で定められていた。商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号で定められたように、商標審判委員会に職務、機能、委員数の増加があり、請求審理のメカニズムの補完があったことを考慮し、本政令の制定を必要とする。

II. 逐条解説

第 1 条

十分に明確である。

第 2 条

十分に明確である。

第 3 条

十分に明確である。

第 4 条

十分に明確である。

第 5 条

十分に明確である。

第 6 条

十分に明確である。

第 7 条

十分に明確である。

第 8 条

十分に明確である。

第 9 条

十分に明確である。

第 10 条

十分に明確である。

第 11 条

十分に明確である。

第 12 条

十分に明確である。

第 13 条

十分に明確である。

第 14 条

十分に明確である。

第 15 条

十分に明確である。

第 16 条

十分に明確である。

第 17 条

十分に明確である。

第 18 条

十分に明確である。

第 19 条

十分に明確である。

第 20 条

十分に明確である。

第 21 条

十分に明確である。

第 22 条

十分に明確である。

第 23 条

十分に明確である。

第 24 条

十分に明確である。

第 25 条

十分に明確である。

第 26 条

十分に明確である。

第 27 条

十分に明確である。

第 28 条

十分に明確である。

第 29 条

十分に明確である。

第 30 条

十分に明確である。

第 31 条

十分に明確である。

第 32 条

十分に明確である。

第 33 条

十分に明確である。

第 34 条

十分に明確である。

第 35 条

十分に明確である。

第 36 条

十分に明確である。

第 37 条

十分に明確である。

第 38 条

十分に明確である。

第 39 条

十分に明確である。